河南町における自家用有償旅客運送の更新について

令和８年度　第３回
広域協議会　資料３

① 趣旨

河南町における自家用有償旅客運送の有効期間が令和9年1月28日までとなっているため、道路運送法第79条の6に基づき、国土交通大臣に有効期間の更新を申請するもの

② 更新内容

1．名称、住所、代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
河南町	大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6	河南町長　森田　昌吾

2．登録番号
近大市交第1号

3．更新後の有効期間
令和9年1月29日～令和12年1月28日



４．運送の区域

①富田林駅～川向・北大伴町2丁目～府営楠住宅前【北大伴線】
②富田林駅～川向・大ケ塚・大宝1丁目～近つ飛鳥博物館前【石川線】
③富田林駅～川向・加納・滝谷口～河内【河内線】
④富田林駅～川向・寺田・馬谷口～東水分【白木線】
⑤富田林駅～川向・寺田・鈴美台3丁目～さくら坂4丁目【さくら坂循環線】
⑥喜志駅～太子四つ辻・大宝1丁目～近つ飛鳥博物館前【阪南線】